

主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

令和 5 年 1 月 1 日
石川県土木部 監理課

1. 主任（監理）技術者について

（1）主任（監理）技術者の配置について

建設業の許可を受けている者は、請け負った建設工事を施工する場合、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。

（2）主任（監理）技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な建設工事（契約額 4,000 万円以上、建築一式工事においては 8,000 万円以上）に配置する主任（監理）技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

（3）主任技術者の専任性の緩和について

国土交通省からの通知（「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」平成 26 年 2 月 3 日付国土建第 272 号）に基づき、石川県が発注する建設工事における主任技術者の専任性の緩和に関する取扱いを次のとおり定めました。

専任性の緩和要件

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、原則 2 件程度まで主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が 10 km
程度の近接した場所にある場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・新工法を採用した工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事（下請金額の合計が 4,500 万円（建築一式は 7,000 万円）以上）等

(4) 主任技術者の兼務に関する手続きについて

ア. 主任技術者の兼務に関する条件の明示について

主任技術者の兼務については、入札公告又は指名競争入札執行通知書に明示します。
 入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知書に、「兼務が認められる場合」の記載がある場合は、他の工事現場との兼務の承認を申請することができます。

兼務が認められる場合	兼務が認められない場合
この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」に定める基準に該当する場合、この工事を含む、二以上の工事を主任技術者として兼務することができるものとする。	この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」による主任技術者の兼務を認めない。

イ. 主任技術者の兼務承認申請について

現在、施工中の工事に専任で配置している主任技術者を別の県発注工事にも主任技術者として配置しようとする場合、兼務承認申請により、その承認を受ける必要があります。

兼務承認： **様式第1号**により申請

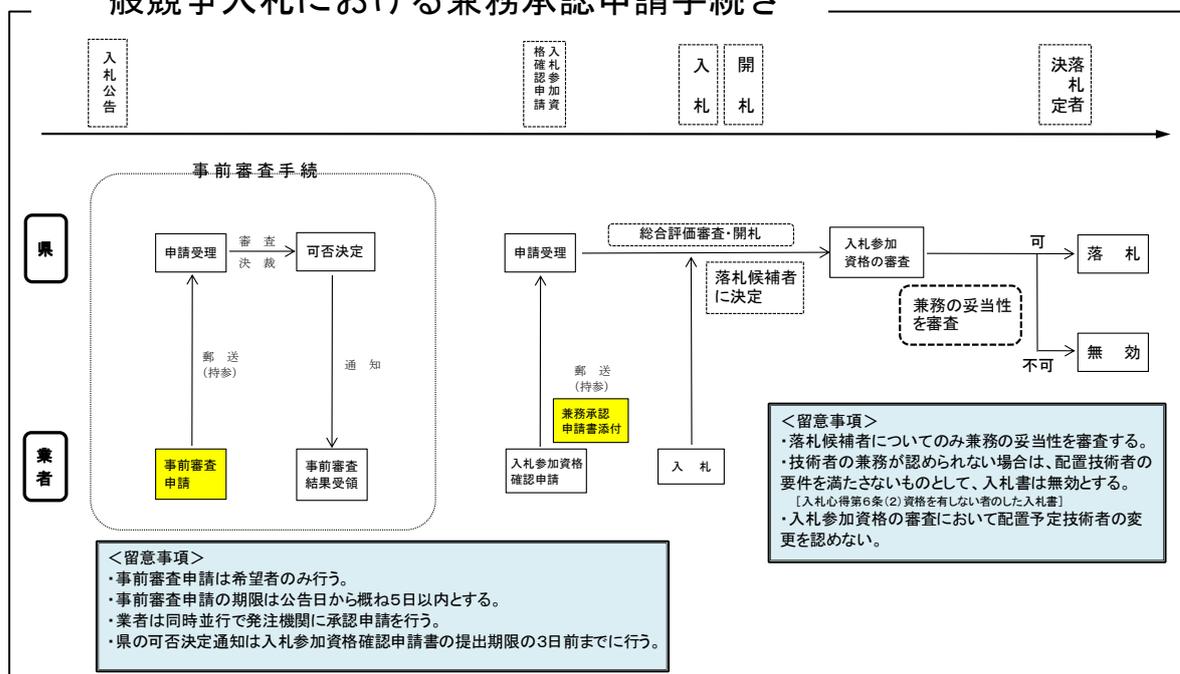
※入札前に審査を受けたい場合

希望する者は、事前に兼務の可否について審査を受けることもできます。

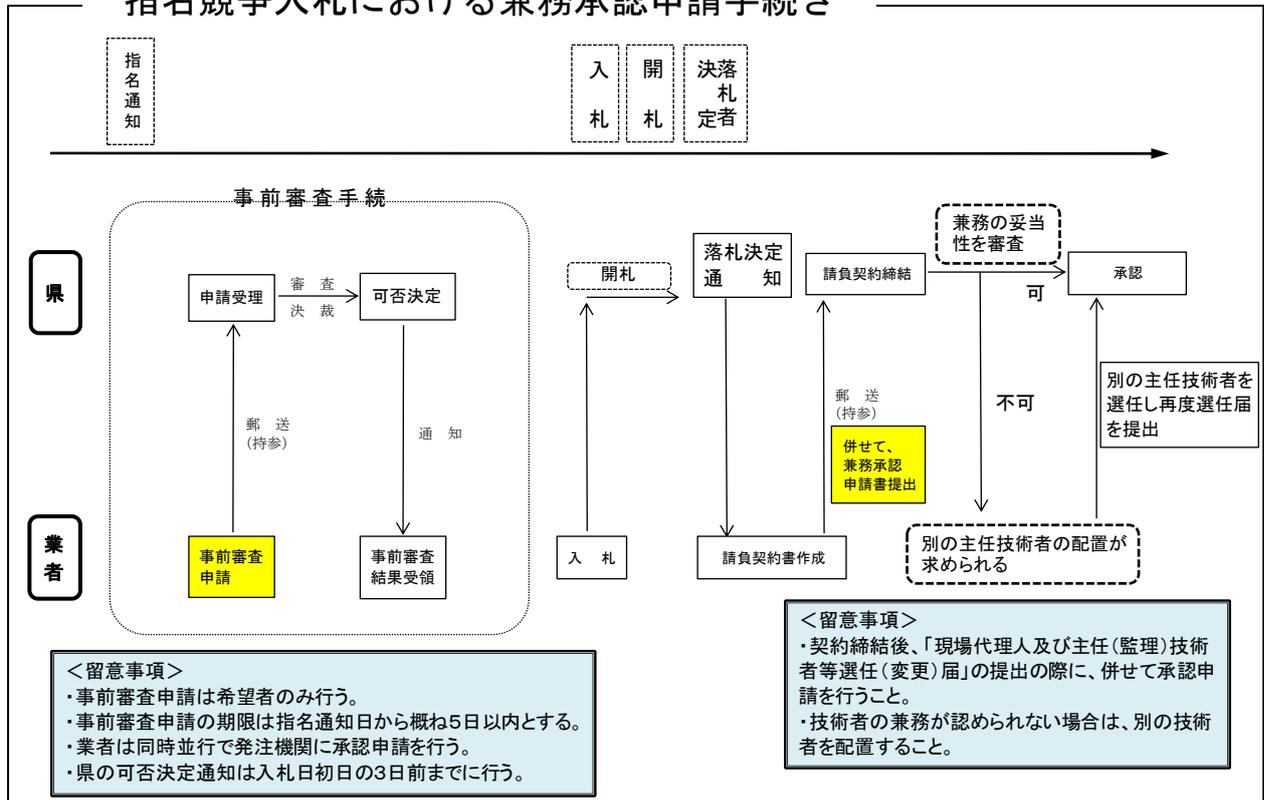
事前審査： **様式第2号**により申請

ウ. 兼務承認申請手続きの流れについて

一般競争入札における兼務承認申請手続き



指名競争入札における兼務承認申請手続き



2. 現場代理人の常駐義務の緩和について

(1) 現場代理人の配置について

県発注工事においては、請負契約約款（第10条）により、現場代理人の工事現場における常駐配置を義務づけています。

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和について

国土交通省からの通知（「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」平成26年2月3日付国土建第272号）に基づき、石川県が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いを次のとおり定めました。

常駐義務の緩和要件

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。

契約額が、4,000万円（建築一式工事については、8,000万円）未満の工事であること

かつ

工事現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることが出来ること

かつ

発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること

(3) 現場代理人の兼務について

(2) により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

兼務する工事の件数

- ・ 兼務する工事が概ね 2、3 件程度であること

兼務する工事の距離

- ・ 兼務する工事の現場間が移動時間概ね 30 分以内又は同一市町内であること

兼務する工事の契約額

- ・ 契約額が 4,000 万円（建築一式工事については、8,000 万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者でないこと
- ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね 8,000 万円未満であること

(4) 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事に配置している現場代理人を別の県発注工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、兼務確認申請によりその確認を受ける必要があります。

兼務確認： 様式第 3 号 により申請

3. 主任技術者と現場代理人を兼務した場合について

(1) 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者を相互にこれを兼務することができます。
(契約約款第 10 条第 5 項)

(2) 主任技術者の兼務が承認された場合について

同一の請負契約で「現場代理人」と「主任技術者」を兼務している技術者について、他の工事の主任技術者との兼務が承認された場合は、当面の間、当該現場代理人についても 2. (2) 及び (3) にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。